

1：2，500 桜井市地形図（11）

1:2,500 桜井市地形図(11)



1:2,500 桜井市地形図(11)

令和4年修正

縮尺 1:2,500
測 図 令和3年 12月
測 図 令和4年 12月
測 図 令和6年 3月

1:2,500

この測量成果は、国土院関係の承認を得て国院所管の測量成果を
提供して得たものである。（測量法第10条）

測量計画機関 桜井市
測量作業機関 株式会社パスコ

1:2,500 桜井市地形図(11)

(4)	天理市	(10)
(5)	奈良県	(15)
(6)	桜井市	(16)

行政界は確定測量で得たものでない

記 号	
△ 37.2	三角点
△ 25.82	国土地院所管
△ 25.82	水準点
▽ 42.3	多角点
▽ 25.8	国土地院所管
▽ 25.73	国土地院所管
△ 35.81	国土地院所管
△ 25.73	国土地院所管
△ 12.3	国土地院所管
△ 12.3	国土地院所管
△ 12.3	国土地院所管

△ 37.2	三角点	△ 37.2	三角点
△ 25.82	国土地院所管	△ 25.82	国土地院所管
△ 25.82	水準点	△ 25.82	水準点
▽ 42.3	多角点	▽ 42.3	多角点
▽ 25.8	国土地院所管	▽ 25.8	国土地院所管
▽ 25.73	国土地院所管	▽ 25.73	国土地院所管
△ 35.81	国土地院所管	△ 35.81	国土地院所管
△ 25.73	国土地院所管	△ 25.73	国土地院所管
△ 12.3	国土地院所管	△ 12.3	国土地院所管
△ 12.3	国土地院所管	△ 12.3	国土地院所管
△ 12.3	国土地院所管	△ 12.3	国土地院所管

△ 37.2	三角点	△ 37.2	三角点
△ 25.82	国土地院所管	△ 25.82	国土地院所管
△ 25.82	水準点	△ 25.82	水準点
▽ 42.3	多角点	▽ 42.3	多角点
▽ 25.8	国土地院所管	▽ 25.8	国土地院所管
▽ 25.73	国土地院所管	▽ 25.73	国土地院所管
△ 35.81	国土地院所管	△ 35.81	国土地院所管
△ 25.73	国土地院所管	△ 25.73	国土地院所管
△ 12.3	国土地院所管	△ 12.3	国土地院所管
△ 12.3	国土地院所管	△ 12.3	国土地院所管
△ 12.3	国土地院所管	△ 12.3	国土地院所管

△ 37.2	三角点	△ 37.2	三角点
△ 25.82	国土地院所管	△ 25.82	国土地院所管
△ 25.82	水準点	△ 25.82	水準点
▽ 42.3	多角点	▽ 42.3	多角点
▽ 25.8	国土地院所管	▽ 25.8	国土地院所管
▽ 25.73	国土地院所管	▽ 25.73	国土地院所管
△ 35.81	国土地院所管	△ 35.81	国土地院所管
△ 25.73	国土地院所管	△ 25.73	国土地院所管
△ 12.3	国土地院所管	△ 12.3	国土地院所管
△ 12.3	国土地院所管	△ 12.3	国土地院所管
△ 12.3	国土地院所管	△ 12.3	国土地院所管

△ 37.2	三角点	△ 37.2	三角点
△ 25.82	国土地院所管	△ 25.82	国土地院所管
△ 25.82	水準点	△ 25.82	水準点
▽ 42.3	多角点	▽ 42.3	多角点
▽ 25.8	国土地院所管	▽ 25.8	国土地院所管
▽ 25.73	国土地院所管	▽ 25.73	国土地院所管
△ 35.81	国土地院所管	△ 35.81	国土地院所管
△ 25.73	国土地院所管	△ 25.73	国土地院所管
△ 12.3	国土地院所管	△ 12.3	国土地院所管
△ 12.3	国土地院所管	△ 12.3	国土地院所管
△ 12.3	国土地院所管	△ 12.3	国土地院所管

△ 37.2	三角点	△ 37.2	三角点
△ 25.82	国土地院所管	△ 25.82	国土地院所管
△ 25.82	水準点	△ 25.82	水準点
▽ 42.3	多角点	▽ 42.3	多角点
▽ 25.8	国土地院所管	▽ 25.8	国土地院所管
▽ 25.73	国土地院所管	▽ 25.73	国土地院所管
△ 35.81	国土地院所管	△ 35.81	国土地院所管
△ 25.73	国土地院所管	△ 25.73	国土地院所管
△ 12.3	国土地院所管	△ 12.3	国土地院所管
△ 12.3	国土地院所管	△ 12.3	国土地院所管
△ 12.3	国土地院所管	△ 12.3	国土地院所管

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定
によるJAXA座標系
投影は横メルカトル投影法
図割に準拠してある距離値はメートル単位
方位角は0.5メートル単位
図割に準拠してある距離値は1.0メートル単位
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
平面図内座標値は、世界測地系に対応

1:2,500 桜井市地形図(11)